

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

有田市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

和歌山県有田市長

公表日

令和8年8月25日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務
②事務の内容	有田市が地方税法附則第7条第1項及び第8項の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の求めを行う寄付者からの申請を受け付け、当該寄付者の住所地の市区町村に対し、その情報を通知する。 寄附金税額控除に係る申告特例に関する事務の適正な事務管理に際し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 寄附金税額控除に係る申告特例申請書の受付 2 税額の控除を行う所在地の市区町村に、申告特例通知書を送付
③対象人数	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 [10万人以上30万人未満]

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	ふるさと納税do
②システムの機能	ふるさと納税に関する寄附情報を一元管理するシステム。寄附に対して申請されたワンストップ特例申請の情報(個人番号並びに本人確認書類)をシステム内の登録情報に紐づけていくもの。寄附控除情報について全国の自治体へ通知できるeL-TAX用のデータを作成出来る。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 市内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [O] 税務システム [] その他 ()

システム2～5

システム6～10

システム11～15

システム16～20

3. 特定個人情報ファイル名

ワンストップ特例申請情報ファイル

4. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	番号法別表 24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第7条第5項、第12項
--------	--

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	

6. 評価実施機関における担当部署

①部署	経済部ふるさと創生室
②所属長の役職名	室長

7. 他の評価実施機関

--

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

ワンストップ特例申請情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	地方税法に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を希望する者	
	その必要性	寄付者の住所所在地の市区町村長に寄付金控除に係る申告特例通知をするため
④記録される項目	[10項目以上50項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()	
	その妥当性	寄附金税額控除に係る申告特例の通知送付に必要な項目のみ収集する。国税関係情報、地方税関係情報についても有田市への寄付金に関する情報のみ収集。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月9日	
⑥事務担当部署	経済部ふるさと創生室	
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人 [] 評価実施機関内の他部署 () [] 行政機関・独立行政法人等 () [] 地方公共団体・地方独立行政法人 () [] 民間事業者 () [] その他 ()	

		[☐] 紙	[☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[☐] フラッシュメモリ
②入手方法		[☐] 電子メール	[☐] 専用線	[☐] 庁内連携システム
		[☐] 情報提供ネットワークシステム		
		[☐] その他 ()		
③使用目的 ※		寄附者の住所所在地の市区町村長に寄附金控除に係る申告特例通知をするため		
④使用の主体	使用部署	経済部ふるさと創生室		
	使用者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑤使用方法		寄附者のうち、寄附金税額控除に係る申告特例申請書(第55号の5様式)の提出があった者を対象とし、当該寄附者の住所所在地の市区町村長に、寄附金税額控除の適用のため、申告特例申請書に記入された個人番号等の情報を寄附金控除に係る申告特例通知書(第55号の7様式)として通知送付する。		
	情報の突合			
⑥使用開始日		平成27年6月9日		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
委託の有無 ※		[委託する]	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1		寄附金税額控除に係る申告特例(ワンストップ特例)に関する事務		
①委託内容		寄附金税額控除に係る申告特例書(地方税法第314条の7、同法附則第7条第1項(第8項)の適正処理		
②委託先における取扱者数		[100人以上500人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		株式会社Workthy		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	委託内容や管理体制を判断し許諾する。		
	⑥再委託事項	上記委託内容と同様		
委託事項2～5				
委託事項6～10				
委託事項11～15				
委託事項16～20				

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☒] 提供を行っている (145,000) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	ワンストップ特例申請者の居住する市区町村
①法令上の根拠	地方税法附則第7条第5項及び第12項
②提供先における用途	市町村民税、道府県民税の賦課決定事務
③提供する情報	通知日、住所、氏名、フリガナ、個人番号、性別、生年月日、電話番号、合計寄付金額
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を希望する者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [☒] その他 (LGWAN [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	毎年1月に1回、対象は約1,700自治体。提供は、eLTAX(地方税ポータルシステム)により実施。
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	施錠管理の可能な文書棚、LGWAN環境下のデータベース
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

特例申請情報ファイル
自治体コード、通知年月日、回送先団体コード、回送先市区町村長、回送元団体コード、回送元市区町村長、連絡先組織名、連絡先電話番号、年分、住所、フリガナ、氏名、個人番号、性別、生年月日、電話番号、合計寄付金額

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
ワンストップ特例申請情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	申請者が、申請書をふるさと創生室宛てに郵送若しくは直接持参したもののみを受け付ける。（入手する） こちらから能動的に寄附者に対し申請書提出を求めることは行っていない。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
寄附者が、他自治体と混同し、申請書を誤送付された場合には、速やかに寄附者に連絡し、申請書の扱いについて協議を行う。（適切な手段による破棄若しくは返却等） なお、寄附者が申請書の返却を求めた際には、簡易書留郵便にて返送を行っている。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	LGWAN環境下においてデータ作成を行っている。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	パスワード認証によりシステムへの接続制限を実施している。
その他の措置の内容	事務を担当する職員のみ権限を付与している。元職員等は、所属変更等と同日に権限を削除する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
電子データの管理において、インターネットに接続されていない端末にて管理している。 端末のログインにおいて、パスワード認証によりシステムへの接続は、事務担当者のみログインが可能となっている。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	個人情報の取扱いに関する特約事項	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保		[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	再委託を行う場合には、上記と同様の機密保持契約の遵守を規定し、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けることとする。	
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルール内容及びルール遵守の確認方法	当該事務においては「提供」のみ行っている。 提供にあたっては、事前にワンストップ特例申請書原本と、提供データの内容について突合を行っている。	
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
その内容			
再発防止策の内容			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・申請書等は、施錠された書庫において保管し、有田市文書管理規定に基づき、保存期間満了後廃棄する。			

8. 監査	
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	委託業者に対しては、契約内容に特定個人情報の取扱いに関する規定を盛り込み、個人情報保護に関する各種規定を遵守させる。
10. その他のリスク対策	

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 有田市役所 経営管理部総務課総務係 0737-83-1111(代表)
②請求方法	個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 有田市役所 経済部ふるさと創生室 0737-83-1111(代表)
②対応方法	問い合わせの受付時に、対応について記録を残す。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年12月18日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月18日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ①システムの名称	ふるさと納税マイナンバー管理システム	ふるさと納税do	事後	
令和7年12月18日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	・特定個人情報を含む寄附者情報の管理 ・申告特例通知用データの作成	ふるさと納税に関する寄附情報を一元管理するシステム。寄附に対して申請されたワンストップ特例申請の情報(個人番号並びに本人確認書類)をシステム内の登録情報に紐づけていくもの。寄附控除情報について全国の自治体へ通知できるeL-TAX用のデータを作成出来る。	事後	
令和7年12月18日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ③他のシステムとの接続		税務システムへ○	事後	
令和7年12月18日	I 基本情報 3.特定個人情報ファイル名	特例申請情報ファイル	ワンストップ特例申請情報ファイル	事後	
令和7年12月18日	I 基本情報 4.個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び第3項 別表第一 16の項	番号法別表 24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第7条第5項、第12項	事後	
令和7年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名	特例申請情報ファイル	ワンストップ特例申請情報ファイル	事後	
令和7年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ④記録される項目・主な記録項目・業務関係情報	国税関係情報に○	削除	事後	
令和7年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ②入手方法		電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)に○	事後	
令和7年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	委託する 不随する情報を入力	事後	
令和7年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去	【紙】 庁舎内の施錠された書庫にて保管 【電子データ】 外部ネットワークに接続されていない個人番号利用事務系に属する端末にて保管	施錠管理の可能な文書棚、LGWAN環境下のデータベース	事後	
令和7年12月18日	IIIリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名	特例申請情報ファイル	ワンストップ特例申請情報ファイル	事後	
令和7年12月18日	IIIリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク 1	インターネットに接続されていない個人番号利用事務系に属する端末にて、当該事務に必要な情報のみ入力し、紐づける。	LGWAN環境下においてデータ作成を行っている。	事後	
令和7年12月18日	IIIリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク 2	パスワード及び指静脈認証にてログインの管理をしている。	パスワード認証によりシステムへの接続制限を実施している。	事後	
令和7年12月18日	IIIリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	電子データの管理において、インターネットに接続されていない端末にて管理している。 端末のログインにおいて、パスワード及び指静脈認証による二要素認証を実施し、事務担当者のみログインが可能となっている。	電子データの管理において、インターネットに接続されていない端末にて管理している。 端末のログインにおいて、パスワード認証によりシステムへの接続は、事務担当者のみログインが可能となっている。	事後	
令和7年12月18日	IIIリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	委託する 不随する情報を入力	事後	
令和7年12月18日	IIIリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	当該事務においては「提供」のみ行っている。 提供にあたっては、事前にワンストップ特例申請書原本と、提供データの内容について突合を行っている。 また、最終的な提供前に、寄附者情報(マイナンバー情報保有しない)を管理しているシステムと、マイナンバー管理システムとの情報を突合し、寄附者情報の最終確認を行っている。	当該事務においては「提供」のみ行っている。 提供にあたっては、事前にワンストップ特例申請書原本と、提供データの内容について突合を行っている	事後	

令和7年12月18日	Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	・職員に対し、年1回情報セキュリティに関する研修を行う。	委託業者に対しては、契約内容に特定個人情報の取扱いに関する規定を盛り込み、個人情報保護に関する各種規定を遵守させる。	事後	
令和7年12月18日	Ⅳ開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	有田市役所 経営管理部総務課	有田市役所 経営管理部総務課総務管財係	事後	
令和7年12月18日	Ⅳ開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	有田市個人情報保護条例の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	有田市個人情報保護法施行条例の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	事後	
令和7年12月18日	Ⅴ評価実施手続き 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和4年6月1日	令和7年12月18日	事後	
令和8年8月25日	Ⅰ 基本情報 6.評価実施機関における担当部署 ①部署	経済建設部ふるさと創生室	経済部ふるさと創生室	事後	
令和8年8月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ⑥事務担当部署	経済建設部ふるさと創生室	経済部ふるさと創生室	事後	
令和8年8月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	経済建設部ふるさと創生室	経済部ふるさと創生室	事後	
令和8年8月25日	Ⅳ開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 有田市役所 経営管理部総務課総務管財係 0737-83-1111(代表)	〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 有田市役所 経営管理部総務課総務係 0737-83-1111(代表)	事後	
令和8年8月25日	Ⅳ開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	有田市個人情報保護法施行条例の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	事後	
令和8年8月25日	Ⅳ開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 有田市役所 経済建設部ふるさと創生室 0737-83-1111(代表)	〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 有田市役所 経済部ふるさと創生室 0737-83-1111(代表)	事後	